

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

第54条第1項、第58条第3項第1号関係

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）
2. 給付水準：**自己負担については1割負担**（ 加色部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。
また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
	生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 80万9千円	市町村民税非課税 本人収入 > 80万9千円	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	(23万5千 ≤ 市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円		低所得2 負担上限額 5,000円		中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額	一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
					育成医療の経過措置 → <拡充したうえで延長> 負担上限額 10,000円 → 5,000円	
					負担上限額 40,200円 → 10,000円	
			重 中間所得層1 負担上限額 5,000円	度 中間所得層2 負担上限額 10,000円	かつ 継続	続(※) <延長> 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※1：「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
 - 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・**心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）** <下線部を追加>
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

※2：精神通院医療における診断書の取扱いについて

- ・ 精神通院医療の支給申請の際の診断書の提出頻度を従前の「2年に1度」に戻して欲しいとの声が多いことを踏まえ利用者負担の軽減の観点から見直す。